第十三条第一項中「事項」の下に「、特定複合観光施設区域整備法第百九条第一項の規定による届出に係る事項」を加える。

第二十二条第一項第一号中「第四十六号」を「第四十七号」に改め、同項第十二号中「同項第四十二号」を「同項第四十三号」に改め、同項第十三号中「第四十七号」を「第四十八号」に改め、同項第十四号中「第四十一号」を「第四十二号」に、「同項第四十二号」を「同項第四十三号」に改め、同項第十七号中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同号を同項第十八号とし、同項第十六号中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改め、同号を同項第十七号とし、同項第十五号中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同号を同項第十六号とし、同項第十四号の次に次の一号を加える。

十五　第二条第二項第四十号に掲げる特定事業者　カジノ管理委員会

第二十二条第四項中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改める。

第二十三条第一項第一号中「定める大臣」の下に「又は委員会」を加え、同号イ中「大臣」の下に「又は委員会」を加え、同号ニ中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同号ホ中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改める。

別表第二条第二項第四十号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十号」を「第二条第二項第四十一号」に改め、同表第二条第二項第四十一号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十二号」に改め、同表第二条第二項第四十二号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十三号」に改め、同表第二条第二項第四十四号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十四号」を「第二条第二項第四十五号」に改め、同表第二条第二項第四十五号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十五号」を「第二条第二項第四十六号」に改め、同表第二条第二項第四十六号に掲げる者の項中「第二条第二項第四十七号」を「第二条第二項第四十八号」に改め、同表第二条第二項第三十九号に掲げる者の項の次に次のように加える。

第二条第二項第四十号に掲げる者	特定複合観光施設区域整備法第二条第八項に規定するカジノ業務（同条第七項に規定するカジノ行為を除く。）
	チップ（同法第七十三条第六項に規定するチップをいう。）の交付又は付与をする取引その他の政令で定める取引

（産業競争力強化法の一部改正）

第十二条　産業競争力強化法（平成二十五年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第百四十七条第三項本文中「個人情報保護委員会」の下に「規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加え、同項ただし書中「個人情報保護委員会」の下に「カジノ管理委員会」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加える。

（国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法の一部改正）

第十三条　国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第百二十四号）の一部を次のように改正する。

第九条第一号中「第二条第二項第四十一号」を「第二条第二項第四十二号」に改める。

（特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部改正）

第十四条　特定複合観光施設区域の整備の推進に関する法律の一部を次のように改正する。

第十五条第一項に次の一号を加える。

四　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第九条第十二項（同法第十条第四項、第十一条第三項、第十九条第二項及び第三十五条第三項において準用する場合を含む。）又は第三十七条第四項の規定により意見を述べること。

第十九条第二項中「国務大臣」の下に「及びカジノ管理委員会委員長」を加える。

（生産性向上特別措置法の一部改正）

第十五条　生産性向上特別措置法（平成三十年法律第二十五号）の一部を次のように改正する。

第五十二条第三項本文中「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加え、同項ただし書中「個人情報保護委員会、」の下に「カジノ管理委員会、」を、「個人情報保護委員会規則」の下に「、カジノ管理委員会規則」を加える。

（内閣府設置法の一部改正）

第十六条　内閣府設置法の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「取扱いの確保」の下に「、カジノ施設の設置及び運営に関する秩序の維持及び安全の確保」を加える。

第四条第三項第五十九号の二の次に次の一号を加える。

五十九の三　特定複合観光施設区域整備法（平成三十年法律第八十号）第二百十五条に規定する事務

第十六条第二項中「個人情報保護委員会」の下に「、カジノ管理委員会」を加える。

第六十四条の表個人情報保護委員会の項の次に次のように加える。

カジノ管理委員会	特定複合観光施設区域整備法

平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

平成三十年七月二十七日

内閣総理大臣　安倍　晋三

内閣総理大臣　安倍　晋三
内閣総理大臣臨時代理　総務大臣　野田　聖子
法務大臣　上川　陽子
財務大臣　麻生　太郎
経済産業大臣　世耕　弘成
国土交通大臣　石井　啓一

法律第八十一号

平成三十年特定災害関連義援金に係る差押禁止等に関する法律

1　平成三十年特定災害関連義援金の交付を受けることとなった者の当該交付を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

2　平成三十年特定災害関連義援金として交付を受けた金銭は、差し押さえることができない。

3　この法律において「平成三十年特定災害関連義援金」とは、次に掲げる災害の被災者又はその遺族（以下この項において「被災者等」という。）の生活を支援し、被災者等を慰藉する等のため自発的に拠出された金銭を原資として、都道府県又は市町村（特別区を含む。）が一定の配分の基準に従い被災者等に交付する金銭をいう。

一　平成三十年六月十八日に発生した大阪府北部を震源とする地震及びこれに引き続いて発生した余震による災害

二　平成三十年七月豪雨による災害

附　則

1　この法律は、公布の日から施行する。

2　この法律は、この法律の施行前に交付を受け、又は交付を受けることとなった平成三十年特定災害関連義援金についても適用する。ただし、この法律の施行前に生じた効力を妨げない。

内閣総理大臣　安倍　晋三
法務大臣　上川　陽子